

第一号議案

多度町勤労者会 会則第十五条第二号について

一、提案理由について

① 会員数の推移

| | |
|---------|--------|
| 平成十五年度 | 三百八十二名 |
| 平成十六年度 | 三百八十二名 |
| 平成十七年度 | 百三十六名 |
| 平成十八年度 | 百二十七名 |
| 平成十九年度 | 百十九名 |
| 平成二十年度 | 百二名 |
| 平成二十一年度 | 百二名 |
| 平成二十二年度 | 九十一名 |
| 平成二十三年度 | 八十四名 |
| 平成二十四年度 | 七十七名 |
| 平成二十五年度 | 七十五名 |

② 市助成金の推移

| | |
|----------------|-------|
| 平成十五年度～平成十九年度 | 八十万円 |
| 平成二十年～平成二十一年度 | 七十二万円 |
| 平成二十二年～平成二十三年度 | 三十万円 |
| 平成二十四～平成二十五年度 | 二十七万円 |

③ 多度町勤労者会第二会館の取壊し費用

④ 多度町勤労者会第一会館の備品等の処理費用

⑤ 多度町勤労者会の一般会計報告の繰越金

⑥ 多度町勤労者会の活動に必要な最低金額

⑦ 多度町勤労者会第一会館の維持管理費用

前記①から⑥に鑑み、多度町勤労者会 会則第十五条第二号の「会の解散」について、本総会において承認願いたい。

二、財務整理等について

① 「会の解散」に伴う、財務整理等については、財務整理等担当役員が担うこと。

② 財務整理等の期間については、平成二十六年十月末までとする。